

令和3年4月12日

鳥取市教育委員会事務局  
生涯学習・スポーツ課長

**体育施設でのスポーツ活動及びイベント等を行う際の新型コロナウイルス感染症防止ガイドライン(改正)**

スポーツ活動及びイベント等（以下、「スポーツ活動等」という。）で体育施設等を利用するにあたって、当面の間、感染拡大を防止するため、以下の点を考慮し活動していただきますよう、よろしくお願いいたします。

※なお、当ガイドラインは新型コロナウイルス感染症の発生状況によって、改訂する場合がありますのでご注意ください。

**1.利用者一人ひとりが心掛けること**

チームメートはもとより、他の利用者が安心安全にスポーツ活動等ができるよう、以下の点に注意し、スポーツ活動等を行ってください。

- ① 三つの密である「密集」「密接」「密閉」を回避するように配慮すること
- ② 検温するなど体調確認を行い、体調が悪い場合は参加を見合わせる
- ③ 大声での発声、歌唱、声援、近距離での会話、ハイタッチ等を控えること
- ④ 手指等の消毒液等は各自持参し、こまめな衛生管理を行うこと
- ⑤ 施設利用後には、体育施設の共用物品や備品、ドアノブ等手を触れる箇所の消毒等を行うこと
- ⑥ 利用者自らが当日の利用実態（選手、役員、関係者、観客の全員の「氏名」「電話番号」「住所」）を把握していること

※後日、感染者の利用が確認された場合や施設管理者及び大会主催者が必要と判断する場合には、利用者に対し当時の利用者名簿の提出を求める場合があるため

- ⑦ 熱中症に気を付けつつ、スポーツ活動の時以外ではマスクを着用すること
- ⑧ 接触確認アプリ（COCOA）の登録を行うこと
- ⑨ 新型コロナウイルス感染者に対する誹謗中傷や差別は絶対にしないこと

**2.監督、指導者等が心掛けること**

チームの責任者として、メンバーが安心安全に活動する環境を確保する必要があります。つきましては以下の点に注意し、スポーツ活動等を行ってください。

- ① 三つの密である「密集」「密接」「密閉」を回避するように配慮すること  
（参考：標準の地区体育館規模（500㎡）で最大100人程度とする）
- ② メンバーの体調確認を行ったのち活動を行うこと
- ③ 大声での発声、歌唱、声援、指導等を控えること
- ④ 施設利用後には、体育施設の共用物品や備品、ドアノブ等手を触れる箇所の消毒等を行うこと
- ⑤ 屋内競技においてはこまめな換気を行うこと
- ⑥ 施設利用にあたって利用者名簿の提出は必須としないが、監督、指導者等が当日の利用実態（選手、役員、関係者、観客の全員の「氏名」「電話番号」「住所」）を把握していること

※後日、感染者の利用が確認された場合や施設管理者が必要と判断する場合には、利用者に対し当時の利用者名簿の提出を求める場合があるため

- ⑦ メンバー、及び関係者の中に新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が確認されたときには、チームの活動を2週間程度自粛し、感染拡大防止に努めること
- ⑧ 同居する家族等の中に新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が確認されたメンバー及び関係者は、その者に限ってチームの活動について2週間程度自粛をさせること
- ⑨ 熱中症に気を付けつつ、スポーツ活動の時以外ではマスクを着用すること
- ⑩ 接触確認アプリ（COCOA）の登録を呼びかけること
- ⑪ 新型コロナウイルス感染者に対する誹謗中傷や差別が起きないように注意喚起を行うこと
- ⑫ 県が示す「感染流行警戒地域（IV）」「感染流行嚴重警戒地域（V）」及び「まん延防止等重点措置」実施区域からの団体及び選手の受け入れての活動は自粛すること
- ⑬ 県が示す「感染流行警戒地域（IV）」「感染流行嚴重警戒地域（V）」及び「まん延防止等重点措置」実施区域への遠征（合同練習、合宿、練習試合）は自粛すること

### 3.大会及びイベント主催者（練習試合含む）等が心掛けること

主催者として大会及びイベントの参加者の安心安全な活動を保証する必要があります。会場に感染者がいた場合、クラスター（集団患者）の連鎖が発生し、爆発的な感染拡大のリスクを高めることに繋がります。つきましては以下の点に注意し、大会及びイベント運営をおこなってください。

- ① 三つの密である「密集」「密接」「密閉」を回避するように配慮すること  
（参考：標準の地区体育館規模〔500㎡〕で最大100人程度とする）
- ② 大会及びイベントの主催者は、鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部が公表した『イベント・会議等に関する考え方』『鳥取市コロナシグナル』に沿った運営とすること  
ただし、『イベント・会議等に関する考え方』の2. イベント開催要件』を適用する場合は、別紙『収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について』の内容を条件とする
- ③ ②で示した人数を超過する場合は、入場制限や利用者の入れ替えを実施する等、密集を避けること
- ④ 主催者は、大会に参加する競技者等の利用者名簿（選手や役員、関係者、観客の「氏名」「電話番号」「住所」）を作成し、競技者の当日の体調や検温結果を確認するなどして、主催者として集団感染を発生させない対策をとること
- ⑤ 後日、大会及びイベント参加者の中に、感染者や濃厚接触者が確認された場合には、早急に参加した競技団体や参加者に連絡すること
- ⑥ 大声での発声、歌唱、声援、指導等を控えるよう注意喚起すること
- ⑦ 会場内に手指等の消毒液を設置すること
- ⑧ 施設利用後には、体育施設の共用物品や備品、ドアノブ等手を触れる箇所の消毒を行うこと
- ⑨ 社会情勢により、大会及びイベントの中止を要請する場合があること
- ⑩ 熱中症に気を付けつつ、スポーツ活動の時以外ではマスクを着用すること
- ⑪ 公益財団法人日本スポーツ協会や公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、競技種目団体が示したガイドラインに基づき大会及びイベントを実施すること
- ⑫ 接触確認アプリ（COCOA）の登録を呼びかけること
- ⑬ 新型コロナウイルス感染者に対する誹謗中傷や差別が起きないように注意喚起を行うこと

- ⑭ 全国的又は1,000人を超える大規模なイベントを開催する場合は、開催1カ月前までに鳥取県（生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課）に相談すること。
- ⑮ 県が示す「感染流行警戒地域（Ⅳ）」「感染流行嚴重警戒地域（Ⅴ）」及び「まん延防止等重点措置」実施区域からの団体及び選手の受け入れての活動は自粛すること
- ⑯ 県が示す「感染流行警戒地域（Ⅳ）」「感染流行嚴重警戒地域（Ⅴ）」及び「まん延防止等重点措置」実施区域への遠征（合同練習、合宿、練習試合）は自粛すること
- ⑰ 学校施設を活用してイベント及び大会を行うときは、当該学校に事前にイベント実施の可否について同意を得ること（県教育委員会や市教育委員会が学校に対し、新型コロナウイルス感染症感染防止に係る通達や方針を示しているため）